



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成 2 4 年 (才) 第 1 2 7 7 号 平成 2 4 年 (受) 第 1 5 8 3 号
決 定 日	平 成 2 6 年 3 月 4 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 三 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	岡 部 喜 代 子 大 谷 剛 彦 寺 田 逸 郎 大 橋 正 春 木 内 正 道 祥
当 事 者 等	上 告 人 兼 申 立 人 上 田 清 掃 株 式 会 社 同 代 表 者 代 表 取 締 役 上 田 英 夫 同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 後 藤 美 穂 ほか 被 上 告 人 兼 相 手 方 飯 塚 要 被 上 告 人 兼 相 手 方 管 理 職 ユ ニ オ ン ・ 関 西 同 代 表 者 北 村 庄 司 上 記 両 名 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 重 村 達 郎 ほか
原 判 決 の 表 示	大 阪 高 等 裁 判 所 平 成 2 3 年 (ネ) 第 2 5 7 3 号 (平 成 2 4 年 4 月 1 0 日 判 決)
裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。 平成 2 6 年 3 月 4 日 最高裁判所第三小法廷 裁判所書記官 後 藤 一 章 (印)	

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

852010-21 審判官

これは正本である。

平成26年3月4日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官

後藤 一

